

令和 7 年 2 月 5 日
保 健 福 祉 政 策 部
保 健 福 祉 政 策 課

新たな経済対策に基づく低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付金
(不足額給付) の実施について

1 主旨

令和 6 年 1 1 月 2 2 日に国が閣議決定をした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援給付を実施する方針が示された。これを受け、令和 6 年度住民税非課税世帯への給付を実施する。

また、令和 6 年 1 2 月 1 7 日付成立した国の令和 6 年度補正予算において、「給付金・定額減税一体措置（令和 5 年度経済対策）」に基づく給付金に係る予算が追加計上されたことを受け、令和 6 年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付（以下「当初調整給付」という。）に不足のあることが判明した方等へ定額減税を補足する給付金（不足額給付）（以下「不足額給付」という。）を実施する。

2 令和 6 年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

(1) 事業概要

① 住民税非課税世帯への給付

ア 支給対象世帯

以下全ての要件を満たす世帯。

- (ア) 令和 6 年 1 2 月 1 3 日（以下「対象世帯抽出基準日」という。）に世田谷区に住民登録があること
- (イ) 世帯全員の令和 6 年度分の住民税均等割が非課税であること
- (ウ) 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと
- (エ) 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいないこと

イ 支給対象世帯数（見込み）

約 9 9, 0 0 0 世帯

ウ 支給額

1 世帯あたり 3 万円

エ 支給方法

(ア) アに掲げる支給対象世帯のうち、以下いずれかの給付金事業（以下、「過去給付金」という）にて給付実績のある世帯の場合

- ・ 令和 5 年度世田谷区価格高騰重点支援給付金(追加給付分／7 万円)
- ・ 令和 5 年度世田谷区価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯への加算分)

- ・ 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金
 - A 世帯主に対し、支給のお知らせ（以下、「プッシュはがき」という）を送付する。
 - B 指定する期限までに支給要件非該当の連絡又は受給拒否の意思表示がない世帯主に対し、給付実績のある世帯主の本人口座にプッシュ支給を行う。
- （イ）アに掲げる支給対象世帯のうち、過去給付金にて給付実績のない世帯の場合
- A 区が支給対象世帯を抽出し、世帯主に対し、確認書兼申請書を送付する。
 - B 支給要件を満たすことを世帯主本人が確認書兼申請書で確認、署名のうえ、振込口座を記入して返送させる。
 - C 返送された確認書兼申請書を審査し、指定の振込口座に支給する。
- （ウ）支給対象世帯に該当する世帯であることを区が把握できない場合
- A 税の申告内容の変更により新たに住民税非課税世帯となった場合、区が対象であることを把握できない場合は、本人からの申出により確認書兼申請書を送付する。
 - B 支給要件を満たすことを世帯主本人が確認書兼申請書で確認、署名のうえ、振込口座を記入して返送させる。
 - C 返送された確認書兼申請書を審査し、指定の振込口座に支給する。

② こども加算分の給付

ア 支給対象世帯

上記（１）①住民税非課税世帯への給付の対象要件を満たす世帯のうち、基準日時点で世帯員に加算対象となる児童（以下、「加算対象児童」という。）を含む世帯。なお、加算対象児童の範囲は以下のとおりである。

- ・ 対象世帯抽出基準日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ・ 対象世帯抽出基準日から区が定める期間までに生まれた新生児
- ・ 支給対象世帯と別世帯だが、支給対象世帯の世帯主または世帯員と生計を同一にしていると認められる児童

※ 例外的に、対象としない児童

- ・ 児童本人が世帯主である児童
- ・ 施設に住民票を移していない施設入所児童

イ 加算対象児童数（見込み）

約8,600人【約5,600世帯】

ウ 支給額

加算対象児童 1 人あたり 2 万円

エ 支給方法

上記①住民税非課税世帯への給付による支給の際、こども加算分の金額を上乗せする。

(2) 実施主体

基準日時点の住民票所在市町村（特別区を含む）

3 不足額給付

(1) 事業概要

①不足額給付 1

ア 支給対象者

令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が生じる方（定額減税及び当初調整給付については、別紙参照）

【給付対象となりうる方の例】

- ・ 令和 5 年所得に比べ、令和 6 年所得が減少したことにより、
「令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年所得）」 > 「令和 6 年分所得税額（令和 6 年所得）」となった方
- ・ こどもの出生等、扶養親族等が令和 6 年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- ・ 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和 6 年度分個人住民税所得割額が減少した方

イ 支給対象者数（見込み）

約 8 万人

※国の交付金制度要綱の計算式を参考に算定

ウ 支給額

不足額給付額算定時点における本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に生じた差額を 1 万円単位で切り上げて算定した額

【支給額イメージ】

※令和6年12月17日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室
「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（12/17時点版）」より抜粋

【「当初調整給付額」と「不足額給付額」の関係（イメージ）】

○ 令和7年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額（＝給付不足額）を、「不足額給付額」として給付予定。

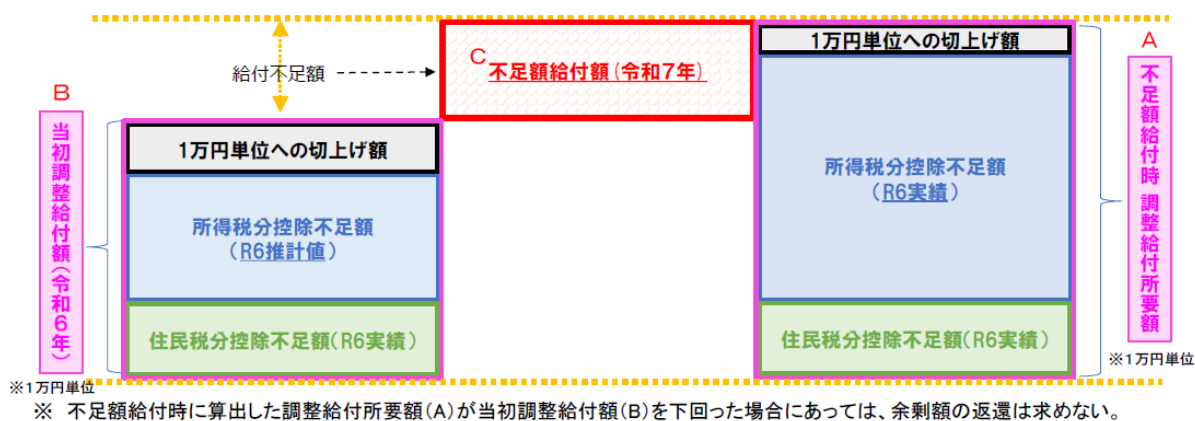
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初調整給付額} \\ \text{（令和6年）} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付額} \\ \text{（令和7年）} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



②不足額給付2

ア 支給対象者

個別の書類の提示（申請）により給付要件（※）を確認して給付する必要がある方

※以下のいずれの要件も満たす方

- ・ 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- ・ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（≡扶養親族等としても定額減税対象外）

【例】青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方

- ・ 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

イ 支給対象者数（見込み）

約1万人

※国の交付金制度要綱の計算式を参考に算定

ウ 支給額

原則4万円

(2) 実施主体

住民税課税市町村（特別区を含む）

(3) 実施主体決定日及び事務処理基準日

実施主体決定日 令和7年1月1日

事務処理基準日 別途国から通知予定

4 各給付の支給額及び事務経費（見込み）※重点支援地方交付金の交付対象

(1) 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

低所得世帯に対し速やかに給付するために、令和7年1月20日に地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行った。

補正予算	3,545,994千円
（内訳）①住民税非課税世帯への給付	2,970,000千円
②こども加算分の給付	172,000千円
③事務経費	403,994千円

特定財源（重点支援地方交付金）	3,403,500千円
（内訳）①住民税非課税世帯への給付	2,970,000千円
②こども加算分の給付	172,000千円
③事務経費	261,500千円
（2,500円×104,600世帯：上限額）	

(2) 不足額給付

令和7年第2回臨時会（第6次補正予算）に提案する。

補正予算	2,419,771千円
（内訳）①不足額給付	1,880,610千円
②事務経費	539,161千円

特定財源（重点支援地方交付金）	2,137,908千円
（内訳）①不足額給付	1,880,610千円
②事務経費	257,298千円
（3,000円×85,766人：上限額）	

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

令和7年2月上旬	コールセンター開設
3月	対象世帯へプッシュはがきの送付
4月	プッシュはがきの対象世帯へ支給

	対象世帯へ確認書兼申請書送付
5月中旬以降	対象世帯へ順次支給開始
6月末日	支給決定期限
8月末日	コールセンター閉鎖
9月	実績報告

(2) 不足額給付

令和7年2月

令和7年第2回臨時会へ補正予算案提案

※国から事務処理基準日等を示す通知が発出され次第速やかに事務を進める。

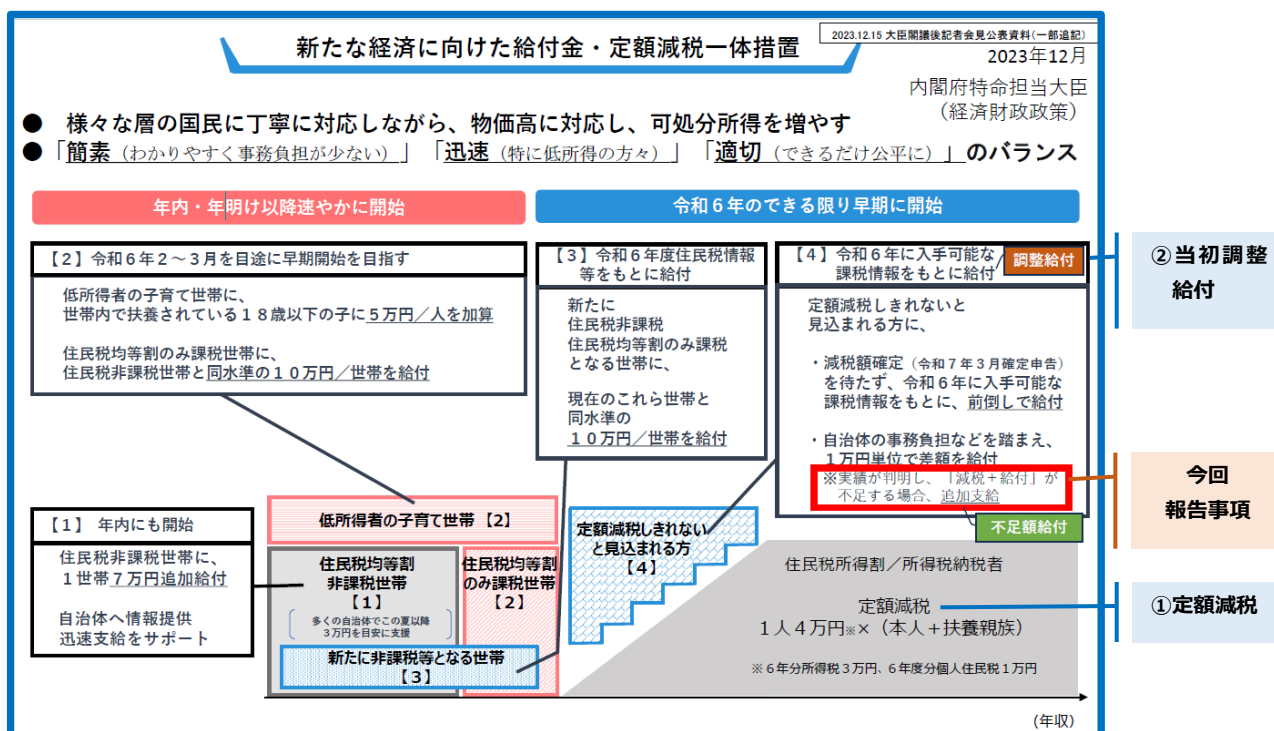
6 その他

区民への周知については、詳細が決まり次第、区のおしらせ・ホームページ・LINE等で実施する。

定額減税を補足する給付金（不足額給付）にかかる補足資料

「国の示す新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

※令和6年12月17日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室
「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（12/17時点版）」より抜粋



① 定額減税とは

令和6年度税制改正により、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割額から、納税義務者及び同一生計配偶者又は扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）1人につき4万円（※）の減税を実施するもの。

（※）4万円の内訳

令和6年分所得税から3万円

令和6年度住民税所得割額から1万円

「以下に該当する場合は対象外」

所得税

- ・令和6年分所得税がかからない方
- ・非居住者
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方

住民税

- ・令和6年度住民税所得割がかからない方
- ・令和6年度の住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方

② 当初調整給付とは

定額減税しきれないと見込まれる方に対し、減税額確定を待たず、令和 6 年に入手可能な課税情報をもとに、当該定額減税しきれないと見込まれる額を 1 万円単位に切り上げて、前倒しで支給するもの。

支給金額は（ア）＋（イ）の合算額を 1 万円単位で切り上げた額

（ア）所得税分定額減税可能額（3 万円×減税対象人数）－令和 6 年分推計所得税額（※）

（イ）住民税所得割分減税可能額（1 万円×減税対象人数）－令和 6 年度分個人住民税所得割額

（※）「令和 6 年分推計所得税額」は、区が令和 6 年度住民税の算定に用いる課税資料の情報（令和 6 年 6 月 10 日時点）をもとに、国が示す「調整給付のための算定ツール」を使って推計した額

«以下に該当する場合は対象外»

- ・令和 6 年分推計所得税と令和 6 年度分個人住民税所得割がどちらも 0 円の方
- ・合計所得金額が 1,805 万円を超える方